

国 官 技 第 1-3 号  
平成 18 年 4 月 3 日

各地方整備局企画部長 あて  
北海道開発局事業振興部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

既済部分検査技術基準（案）の制定について

標記について、「既済部分検査技術基準（案）」を別添のとおり定めたので、遺憾のないよう実施されたい。

なお、「出来高部分払方式適用工事既済部分検査技術基準（案）の制定について」（平成 16 年 3 月 30 日付け国官技第 352 号）は、廃止する。

## 既済部分検査技術基準（案）

### （目的）

第1条 この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

### （検査の内容）

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

### （工事実施状況の検査）

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

### （出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

### （品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

### 附 則

この技術基準は、平成18年4月3日から適用する。

**別表第1** 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書・仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合簿、その他関係書類	施工方法及び手戻り（災害）に対する処置状況、現場管理状況

別表第2 出来形寸法検査基準

(1/2)

工 種		検査内容	検査密度	
共通	共通的 工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	検査対象物につき2箇所以上
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	検査対象物につき2箇所以上
		吹付工		
		植生工		
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	以下のうち少ない箇所数以上 ・1基又は1目地間当たり1箇所 ・検査対象物につき2箇所
	石・ブロック積 (張)工		基準高、法長、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	一般 舗装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、以下のうち少ない箇所数以上 ・1kmにつき1箇所 ・検査対象物につき2箇所
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、検査対象物につき2箇所以上 コーヤーにより検査
地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上	
土 工		基準高、幅、法長	検査対象物につき2箇所以上	
河 川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	検査対象物につき2箇所以上
	浚渫(川)		基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上
	水門			
海 岸	堤防護岸		検査対象物につき2箇所以上	
	突堤・人工岬			
	海岸堤防			
	浚渫(海)			基準高、幅、深さ、延長

別表第2 出来形寸法検査基準

(2/2)

工 種		検査内容	検査密度
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所 の任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、延長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき 構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所 の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、出来高 対象部分の寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	検査対象物につき2箇所以上（ただし、 坑口部を含む場合は、坑口部を含ま ないで2箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質確認項目一覧

工種	種別	品質管理項目
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	アルカリ骨材反応対策
	施工	塩化物総量規制
		スランプ試験
		コンクリートの圧縮強度試験
ガス圧接	施工後試験	外観検査
		超音波探傷検査
既製杭工	材料	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）
	施工	外観検査（鋼管杭）
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験
下層路盤	施工	ブルーフローリング
上層路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト安定処理路盤	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		外観検査（混合物）
セメント安定処理路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト舗装	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		外観検査（混合物）
転圧コンクリート	施工	コンクリートの曲げ強度試験
グースアスファルト舗装	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
路床安定処理工	施工	ブルーフローリング
表層安定処理工（表層混合処理）	施工	ブルーフローリング
固結工	施工	土の一軸圧縮試験
アンカー工	施工	多サイクル確認試験
		1サイクル確認試験
補強土壁工	施工	現場密度の測定
現場吹付法枠工	施工	コンクリートの圧縮強度試験
河川・海岸土工	材料	土の締固め試験
	施工	現場密度の測定
道路土工	材料	土の締固め試験
		CBR試験（路床）
	施工	現場密度の測定
捨石工	施工	岩石の見掛比重
		岩石の吸水率
		岩石の圧縮強さ
コンクリートダム	施工	コンクリートの圧縮強度試験
吹付けコンクリート(NATM)	施工	コンクリートの圧縮強度試験
ロックボルト(NATM)	施工	ロックボルトの引抜き試験
路上再生路盤工	施工	CAEの一軸圧縮試験
路上表層再生工	施工	現場密度の測定
排水性舗装工	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		現場透水試験
		現場密度の測定
プラント再生舗装工	舗設現場	外観検査（混合物）

事 務 連 絡  
平成 18 年 10 月 10 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部  
技 術 管 理 課 長 殿  
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部  
技 術 管 理 課 長 補 佐 殿  
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部  
技 術 管 理 課 長 殿

大 臣 官 房 技 術 調 査 課  
工 事 監 視 官

既 済 部 分 検 査 技 術 基 準 ( 案 ) ・ 同 解 説 に つ い て

既 済 部 分 検 査 技 術 基 準 ( 案 ) に つ い て は 、 「 既 済 部 分 検 査 技 術 基 準 に つ い て ( 平 成 18 年 4 月 3 日 付 け 国 官 技 第 1-3 号 ) に て 通 知 し た と こ ろ で あ る が 、 既 済 部 分 検 査 の 効 率 的 な 実 施 を 図 る た め 、 「 既 済 部 分 検 査 技 術 基 準 ( 案 ) ・ 同 解 説 」 を 別 添 の 通 り 定 め た の で 通 知 す る 。

## 既済部分検査技術基準（案）・同解説

（目的）

第1条 この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

【解説】

本基準（案）・同解説は既済部分検査（完済部分検査は含まない）を効率化することを目的に作成した。

（検査の内容）

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。  
なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

【解説】

- （1） 検査対象部分については、複数回の既済部分検査で重複しないよう、検査済部分を除くことを原則とした。ただし、複数回の既済部分検査において、同一の検査職員が検査を実施できない場合等にあつては、この限りでない。
- （2） 工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについては、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断がなされることを前提に、検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の確認を行うこととした。  
なお、既済部分検査を行った場合には原則として中間技術検査（工事成績評定）を実施（「地方整備局技術検査要領」（H18.3.31）の第2の2参照）する。ただし、「原則実施」の例外として、既済分検査対象が材料の検収や単純工事等の出来高確認等の場合には、中間技術検査を省略することができる。
- （3） 検査場所については、原則として実地とするが、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する写真管理基準（案）に基づく写真などの各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上でもよいこととした。
- （4） 既済部分検査の効率化を図るため、本要領の各条文を適用するほか、併せて次の各項を実施するのが望ましい。
  - 1) 同一検査職員による既済部分検査の実施  
既済部分検査の検査職員が毎回同一であれば、既検査部分の内容や工事の進捗、請負者の工程管理や施工管理能力等を勘案した検査の重点化が可能となる。
  - 2) 工事報告書及び出来高図による出来高の確認  
従来、出来形数量計算書等の出来形管理資料で行っていた出来高確認を、工事出来高報

告書及び出来高図（一般図等に対象となる出来高範囲を着色又はハッチングで表示し既済部分検査毎に追加着色する）を用いて行うことにより、検査の簡素化を図ることが可能となる。

なお、出来形数量計算書等の出来形管理資料については、出来形検査のため作成しておくことが必要である。但し、資料整理については検査に必要な情報が確認できる程度の整理とすることにより、検査準備の簡素化が可能となる。

3) 同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

(例) アスファルト舗装工事において、気象条件、材料プラント等の施工条件に変化がなく、工区割により表層工等複数の工種が数回の既済部分検査対象となる場合。

4) 既存資料による確認

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録は、本来、工事の進捗に応じ請負者により日常的に作成されているが、出来高部分払方式適用工事の既済部分検査においては、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料により必要な事項が確認できる場合は、これらを用いることにより検査準備の簡素化が可能となる。

ただし、出来高確認に必要な資料をはじめ、検査に直接供する資料については必ず作成しておくことが必要である。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用した。ただし、別表第1に掲げる事項を修正している。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

### 【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用しているが、別表第2の検査密度を修正している。ただし、中間技術検査を同時に実施する場合は、本別表第2によらず地方整備局土木工事検査技術基準（案）の別表第2によるものとする。

出来形管理基準に測定項目がある工種については、出来形寸法と設計値との対比により規格値内であることを確認することを基本とする。ただし、出来形管理基準に規定されていない工種及び完成時に規格値が満足されていればよい測定項目にあつては、出来高対象となる数値以上であることを確認することにより、支払対象となる出来高に達しているものとすることができる。

例) 橋脚躯体工の高さ、舗装工の面積、等

### (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

### 【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用しているが、次の点を考慮して別表第3を品質確認項目一覧表として修正している。

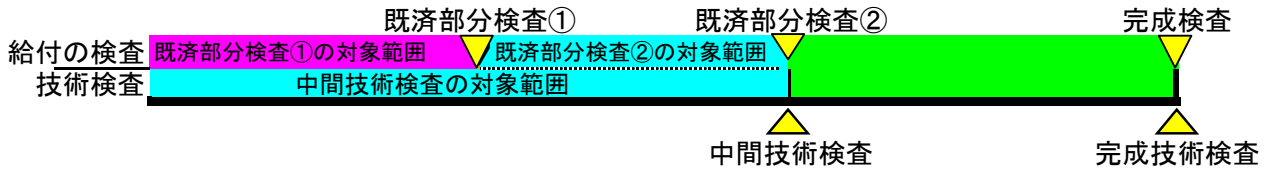
- ・ 既済部分検査における品質検査項目の絞込みは、要領化により可能
- ・ 品質については、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断が行われるのを前提に、既済部分検査では検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の項目を確認

なお、コンクリート構造物においては、クラック等の有害性の有無について目視、確認を行うことを基本とする。有害性が認められる場合は、手直しを完了しなければ部分払の対象とできないものとする。

### 附 則

この技術基準は、平成18年4月3日から適用する。

### 別表第2の検査密度の考え方について



#### 適用される検査技術基準(別表第2)

既済部分検査①(中間技術検査(成績評定)を実施しない※)・既済部分検査技術基準(案)の別表第2  
 既済部分検査②(中間技術検査(成績評定)を実施する)……地方整備局土木工事検査技術基準(案)の別表第2  
 完成検査(完成技術検査(成績評定)を実施する)……地方整備局土木工事検査技術基準(案)の別表第2

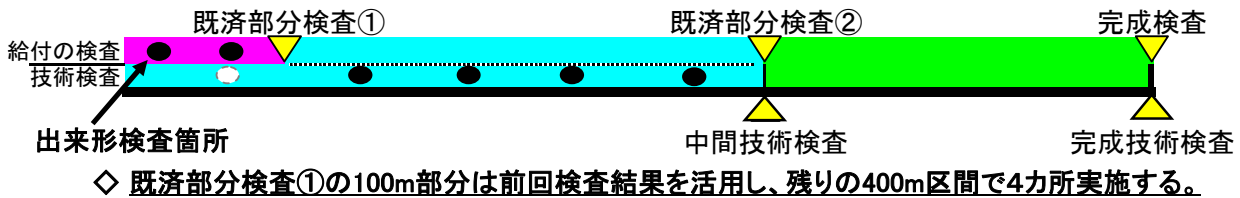
既済部分検査時に技術検査(成績評定)を実施しない場合は、既済部分検査技術基準(案)の別表第2によるものとし、既済部分検査時に技術検査(成績評定)実施する場合は地方整備局土木工事検査基準(案)別表第2によるものとする。

※出来形や試験結果などについて、技術的評価が適切に実施出来ない場合は、次回以降の検査に合わせて実施

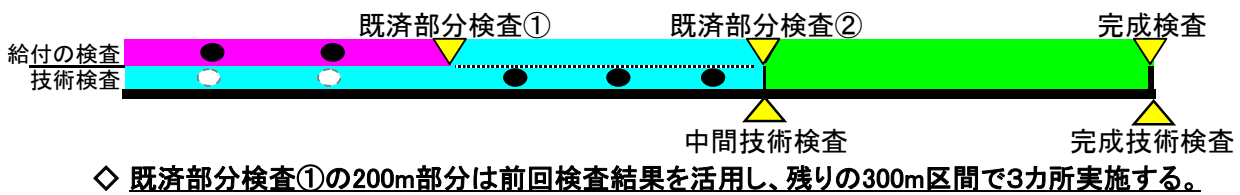
#### 例: 既済部分検査②実施時に、ブロック積み500mが中間技術検査(成績評定)の対象となる場合の出来形検査密度

- 既済部分検査①の対象範囲 の範囲は、数量にかかわらず2カ所以上で出来形検査を実施する。  
(既済部分検査技術基準(案)別表第2より)
- 中間技術検査の対象範囲 の範囲は、100mに1カ所以上で出来形検査を実施する。(例の場合5箇所以上必要)  
(地方整備局土木工事検査基準(案)別表第2より)

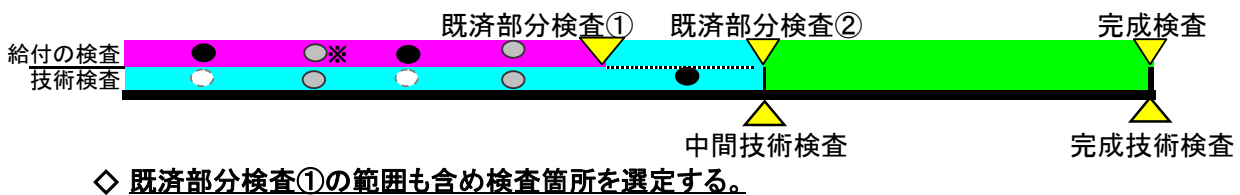
#### パターン1 500mのうち100m分が既済検査済みの場合



#### パターン2 500mのうち200m分が既済検査済みの場合



#### パターン3 500mのうち400m分が既済検査済みの場合



※測定は手戻りを考え検査密度max(中間技術検査、既済)実施しておくことも考えられる

既済部分検査②(中間技術検査(成績評定)を実施)を実施する際は、それ以前の既済部分検査①の範囲も含めて検査密度を決定するものとする。

国地契第 1 - 2 号  
国官技第 1 - 2 号  
平成 1 8 年 4 月 3 日

各地方整備局総務部長  
企画部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

#### 出来高部分払方式の実施について

出来高部分払方式（以下「本方式」という。）については、「出来高部分払方式の試行について」（平成 1 4 年 8 月 2 6 日付け国地契第 3 3 号、国官技第 1 2 4 号）及び「出来高部分払方式の試行について」（平成 1 5 年 6 月 9 日付け国地契第 3 3 号、国官技第 6 4 号）により、試行を実施したところであるが、試行の結果、本方式の実施により受発注者双方のコスト意識の向上、複数回の検査を実施することによる品質の向上、出来高に応じた支払いを行うことによる元請から下請へのキャッシュフローの改善等の効果が確認されたことから、今後は別添実施要領により実施されたい。

また、「出来高部分払方式の試行について」（平成 1 4 年 8 月 2 6 日付け国地契第 3 3 号、国官技第 1 2 4 号）及び「出来高部分払方式の試行について」（平成 1 5 年 6 月 9 日付け国地契第 3 3 号、国官技第 6 4 号）については廃止する。

## 出来高部分払方式 実施要領

### 1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、支払の回数が少なく間隔が長く、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行う現行方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

### 2 対象工事

工事請負業者選定事務処理要領（昭和 41 年 1 月 23 日付け建設省厚第 76 号）第 3 に規定する工事種別において、同第 1 号から第 3 号まで及び第 9 号から第 17 号までに属する工事のうち地方整備局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

### 3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

### 4 入札・契約

#### 1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

##### ①公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合 : 掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合 : 送付資料

(記載例)

(○) 本工事において部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

##### ②特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の  内の文を記載するものとする。

(記載例)

第◇条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

## 2) 部分払の回数

- ①本方式の実施にあたっては、請負者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第37条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で請負者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ②工事請負契約書第37条第1項の部分払請求の上限回数について  
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数切捨てとする。）
- ③国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第41条第3項の部分払請求の上限回数について  
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数切捨てとする。）  
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

## 5 前払金の扱い

工事請負契約書第34条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

### 1) 前払金の範囲

請負者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第40条によるものとする。

### 2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前払金）

第34条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

4 乙は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、甲又は甲の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。ただし、工事着手時に

において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 5 甲は、前項の認定の結果を乙に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 6 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項から第5項までの規定を準用する。
- 7 乙は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5に相当する額を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

※国債に係る契約の場合、工事請負契約書第40条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、工事請負契約書第34条第4項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

(保証契約の変更)

- 第35条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求しようとする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

### 3) その他

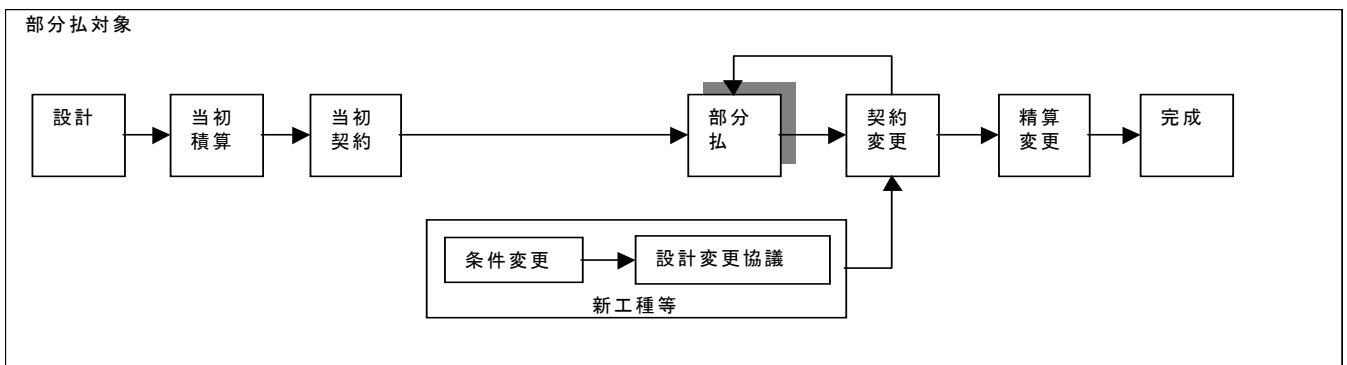
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

## 6 部分払

### 1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第37条第1項により行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



### 2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

#### ※請負代金相当額の算出方法（一般的な工事）

請負代金相当額 = (A + B + C + D) \* 請負代金額

A：直接工事費の出来高比率

B：共通仮設費の出来高率は、直接工事費の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

C：現場管理費の出来高率は、純工事費の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

D：一般管理費の出来高率は、工事原価の出来高比率を工事費構成比に乗じて算出するものとする。

### 3) 下請業者への支払に対する指導

発注者は請負者に、一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の    内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

## 7 設計変更協議および契約変更

1) 設計図書の中に契約条件となる施工条件を明示し、その内容に変更が生じた場合は、発注者・請負者協議により適切に対応するものとする。また、明示されていない施工条件、明示事項が不明確な施工条件に

についても工事請負契約書の条項に基づき、発注者・請負者協議が行えるものである。

- 2) 指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象であるか否かを双方で確認するものとする。
- 3) 契約変更については従来どおりとし、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものについては、工期の末に行うことにより足りるものとする。

(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの

なお、契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

## 8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

## 9 検査

### 1) 検査職員

検査職員（又は検査官）（以下「検査職員等」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済、完済、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員等の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員等を任命するものとする。

### 2) 検査の実施

#### ①既済部分検査

既済部分検査は、「既済部分検査技術基準（案）（平成18年4月3日付国官技第1-3号）」によるものとし、当該検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について（平成10年11月27日付け建設省技調発第227号）」及び「中間技術検査の積極的活用について（平成7年3月28日付け建設省技調発第62号）」に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の促進の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度試験結果の確認が通常必要と考え

られる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度試験結果等から4週強度結果を推定した資料等により検査を行うことができるものとする。

- ・既済部分検査等においては、完成写真部分の提出は、検査の当日ではなく、後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

## ②完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

## ③中間技術検査

中間技術検査は、「土木工事技術検査基準について」（平成18年3月31日付国官技第283号）によるものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

## 10 引渡し

検査職員が完成検査により工事の完成を確認した後、工事目的物の引渡しを受けるものとする。

## 11 その他

発注者および請負者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めることとする。

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 4 月 3 日

各地方整備局 企画部 技術管理課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 技術管理課長補佐 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房技術調査課  
工 事 監 視 官

部分払における出来高取扱方法（案）について

出来高部分払方式については、「出来高部分払方式 実施要領（案）」（平成 1 8 年 4 月 3 日付け国官技第 1-2 号～1-2 号の 3）により、実施することとなったところである。

このたび、標記方法（案）を参考資料として別添のとおりとりまとめたので、部分払の出来高取扱に際して参考にされたい。

## 部分払における出来高取扱方法(案)

### I 概要

この「部分払における出来高取扱方法(案)」(以下「本方法案」という)は、国土交通省が施行する工事における既済部分検査、部分払にあたり、出来高の取扱についての参考となるよう、関連する要領、他団体等の基準、試行工事フォローアップ・アンケート結果等を踏まえ、まとめたものである。

構成としては、「方法案」(細枠二重線)、「参考要領等」(細枠実線)、「アンケートに記載された実例」(細枠破線)の順での記載を標準としている。

### II 出来高の対象範囲

出来高の対象範囲については、次のとおり規定されている。

〔参-1 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて〕

部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行うものとする。(以下略)

即ち、部分払は、対象とする出来高に応じて算定した部分払金額と既に支払った前払金の合計額が請負代金額(契約額)の9/10を限度として行うことができる。

### III 出来高の取扱方法

#### 1 工事量、単価に変更が予定される場合

工事量、単価に変更が予定される場合の取扱については、次のとおり規定されている。

〔参-1 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて〕

(前略) 工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものを出来高の対象とするには、既済部分検査に先立ち契約変更を行う必要がある。

なお、変更対象を出来高の対象とする部分に限定して契約変更を行うなど、部分払を実施しやすくするための方策を積極的に実施すべきである。

〔試行工事で行われた事例〕

(工事量の変更が予定される場合)

- ・ 出来形確認が出来たところまでを部分払の対象とした。

(工事量・単価の変更が予定される場合)

- ・ 当初契約の単価、数量で部分払を行った。

## 2 施工の途中段階で出来高に計上する場合

施工の途中段階での取扱については、次のように取扱うことが考えられる。

施工の途中段階では、出来高を、実際の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出する工夫が考えられる。

なお、ここでいう「概算数量で算出する」とは、数量の算定等が容易となるよう、適宜、出来高を施工済部分より少なく計上するとの意であり、出来高の計算を概算するというのではない。

どの部分でも、施工完了後に全体を出来高計上することから、施工の途中段階においては、請負者が施工済の部分全てを部分払請求しなくとも問題とはならない。

即ち、部分払対象として出来高計上する範囲は、実際の出来高（履行報告の出来高）を下回っていても良い。

例えば、多くの交差点拡幅があり平面形状が複雑な舗装工事において、施工の途中段階では施工済部分のうち拡幅を除く部分のみを出来高計上する等の工夫が考えられる。

また、構造物など、複数の工種で構成される部分の施工の途中段階においては、コンクリート、型枠、鉄筋など出来高確認が容易なもののみを出来高とするなどの工夫が考えられる。

さらに、工事全体についても、施工の途中段階においては、出来高が大きい部分や出来高確認が容易な部分のみを出来高として確認するなどにより省力化を図ることが考えられる。

〔参-5 日本道路公団 土木工事及び維持修繕管理要領〕

出来高は、実際の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出させることができる。特に土工、舗装、コンクリート工等のごとく継続して施工しているものについては、施工箇所ごとに平均断面図を作成して、これに延長を乗じて概算の出来形部分で作成させてもよい。

〔参-6 日本道路公団 土木工事共通仕様書、参-7 本州四国連絡橋公団 土木工事共通仕様書〕

乙は、監督員の承諾を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。特に、土工、舗装及びコンクリート工等継続して施工しているものについては、施工箇所ごとに平均断面図を作成して、これに延長を乗じる等概算の出来形部分で算出できるものとする。

【試行工事で行われた事例】

- ・ 延長、面積等出来高確認ができるものを計上した。
- ・ 区切りの良い工種完了毎に計上した（コンクリート・型枠組立・脱型・足場組立）。

## 3 仮設工等の一式計上されている場合

仮設工等の一式計上されている場合については、次のように取扱うことが考えられる。

- ・ 共通仮設費は、直接工事費率で計上する。
- ・ 任意仮設工は、当該仮設工に係る直接工事の出来高率で積算する。
- ・ 指定仮設工は、当該仮設工に係る直接工事の出来高率で積算する。ただし、設置撤去費、損料が明確に分離していて別々に積算可能なものについては、別々に計上することもできる。

仮設工等は、直接工事に合わせて施工されることから、一式計上であっても工事の途中段階で出来高確認すべきである。下に示す、各地整へのアンケート結果及び試行工事での取扱事例を参考に、より積極的に部分払を行えるよう考えると、直接出来高確認するのが困難なものについては、仮設工等の目的から、関係する直接工事の出来高率により積算するのが適当と考えられる。

なお、率計上する場合は整数止めとし、四捨五入しないよう扱われていることが多い。

### ◆ 各地整へのアンケート結果

取扱方法	任意仮設		指定仮設	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)
目的構造物に比例して計上	6	60	2	20
業者の出来高報告書で計上	3	30	6	60
特に規定せず	1	10	2	20

### ◆ 試行工事での事例（40件）

取扱方法	件数	比率(%)
直接工事比率で計上	9	23
内訳書を作成し計上	4	10
完成後に計上	8	20
対象外とした	12	30
その他	7	18

〔参-3 北陸地方整備局 検査の手引き〕  
共通仮設費は、契約済の工事費内訳明細書（以下「内訳書」という）の額に内訳書の直接工事費の額と今回出来高の直接工事費の額との比率を乗じて得た額とする。ただし、その比率は、100%をこえるときは、100%とする。

〔参-4 中国地方整備局 平成13年度試行工事に用実施要領〕

- ・ 一式計上されている工種の取扱い  
官積算により計上する。共通仮設等は直接工事費率で積算する。
- ・ 任意仮設の取扱い  
全体に対する出来形分を率計上する。

〔九州運用〕  
一式契約で数量及び一式が混在する明細書の取扱いについて、名称欄の主たる工種の出来高比率で計上することができるものとする。但し、主たる工種がコンクリートで型枠等の仮設を行う場合は、出来高比率より10%減ずるものとする。

締切矢板及び土留工等（現場内の小規模な仮橋を含む）

- ・ 打込み又は設置完了時点・・・40%
- ・ 設置期間の2分の1未満経過・・・50%
- ・ 設置期間の2分の1以上経過・・・60%

注）JHと本四では、共通仮設費という項目は各単価項目に含まれている。

〔参考：既済部分検査における仮設構造物の認定方法について（アンケート）〕

【任意仮設の場合】

（関係する直接工事の出来高率で計上）

- ・ 任意仮設の場合、設計図書に数量も明記されておらず、官側の想定した仮設と受注者が施工したものが一致しないことから本体構造物の中に組み込まれている（率）ならば、本体構造物の出来高が支払えると思う。
- ・ 任意仮設構造物の出来高数量の認定は、目的構造物に比例して出来高率を計上することが基本。但し、目的物に対する仮設物ということがはっきりと発注者として認定・証明出来ない場合（仮設工が複雑な場合：施工途中の工事用道路・仮橋などの任意仮設）及び数量算出自体が発注者としてはっきりと認定・証明出来ない場合は調停しない。また、「仮設構造物を先行して工事しても、直工部分の出来形があがっていないと出来高として認められないのでは？」については異例なしで、任意の仮設構造物が認められることは無い。
- ・ 共通仮設費等は原則として、本工事費の出来高比率により算定する。
- ・ 足場工、支保工、山留については積算上の数量に基づき目的構造物に比例して数量を計上。

（一式費用を設置費、損料、撤去費に分配し、在場期間に応じ計上）

- ・ 工事用道路、仮橋については設置完了の時点で発注者側が想定している規模の設置費用、撤去完了の時点で設置費用+損料+撤去費用が計上できる。

（その他）

- ・ ダム工事については、資料は無いが本体着手までの仮設が長期にわたると考えられる工事については別途考慮する必要がある。
- ・ 仮設を計上しないと国債義務額に達しないときなどは、損料計上も認める場合がある。

【指定仮設の場合】

（関係する直接工事の出来高率で計上）

- ・ 指定仮設費等で特に出来高に大きく影響する場合は当該仮設にかかる工種の進捗比率に応じて計上出来る。

（一式費用を設置費、損料、撤去費に分配し、在場期間に応じ計上）

- ・ 指定仮設であれば、仮設が完了した時点で出来高として認められると思われる。しかし、部分払の場合、契約上、現場に材料があれば、それも出来高として見込んでもいいという条項から（第37条1項）、仮設が施工途中の場合は、その仮設材の損料又は賃料をみれるのではないかと思う。
- ・ 仮設の損料を計上しないと、国債の義務額に達しないときなどは損料も認める場合がある

（その他）

- ・ 統一的な指導事項はなく具体についてはケースバイケースであるが指定仮設構造物（＝目的物）と理解すれば、業者の出来高報告書を基に、計上できる。足場工、支保工についてはそのものが目的物となる場合はまれなケースと思われる。
- ・ 原則、請負者の出来高報告書を基に計上する。詳細は内規で指導。
- ・ 指定仮設構造物については、そのもの自体が目的構造物であるため、業者の出来高報告書を基に、数量認定を行っている。（指定仮設等で数量の明らかなものは、直接工事の算出に習って調停するものとする。）

【試行工事で行われた事例】

（関係する直接工事の出来高率で計上）

- ・ 仮設工以外の直接工事費計の出来高の率分で部分払の対象とした。

（一式費用を設置費、損料、撤去費に分配し、在場期間に応じ計上）

- ・ 鋼矢板施工時60%、引き抜き時40%で計上した。水替えは実施予定日数比率で算定した。
- ・ 設置、撤去の場合、1/2を計上した。または、最初と最後に1/2ずつで計上した。

#### 4 品質確認までに時間を要する場合

コンクリートに関する取扱については、次のように規定されている。

〔参-2 公共工事の代価の中間前金及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について〕

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度検査結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

コンクリート以外についても、上記同様に、検査実施時点において品質確認のため施工後所定時間経過後の試験結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で施工後所定時間経過後の試験結果がでていないときは、検査時点で確認できる試験結果等から施工後所定時間経過後の試験結果を推定した資料等により検査を行うことが考えられる。

なお、所定時間経過後の品質を推定した資料によって検査を行った場合は、次回検査時に正規規定値を満たしているかどうか確認するよう、メモ等にその旨記録し確実に申し送るべきである。

〔試行工事で行われた事例〕

- ・ コンクリート $\sigma_7$ で $\sigma_{28}$ を推定した。

#### 5 現契約にない工種が発生した場合

現契約にない工種が発生した場合の設計変更前の取扱については、次のとおり、「1 工事量、単価に変更が予定される場合」に準じた扱いとすることが考えられる。

- 1) 既契約の工種と類似の工種が発生した場合
  - ・ 既契約の工種より高価なものについては、甲乙協議の上、既契約の工種の単価又は一式工事費により出来高を確認する。
  - ・ 既契約の工種より安価なものについては、出来高の対象としない。
- 2) 既契約の工種と類似以外の工種が発生した場合
  - ・ 出来高の対象としない。

ここでいう「類似」については、発生した工種のうち主たる部分の構造、工法、断面、材料、規格等のいずれもが既契約の工種の積算内容と全く同一な場合とすることが考えられる。

上記1)、2)の事例としては、次のようなものがある。

- 1)の事例（出来高の対象とするもの）
  - ・ 中詰が土砂の法枠工が契約済の工事において、追加で中詰が碎石の法枠工が発生した場合
- 2)の事例（出来高の対象としないもの）
  - ・ 既契約の基礎工にPHC杭しかない工事において、場所打杭 $\phi 1.2\text{m}$ が発生した場合

因みに、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（参-1）でいう「新工種」は、全て2)に該当する。

〔参-8 本州四国連絡橋公団 土木工事における工事変更等取扱要領〕

第6章 部分払

第3章「工事変更」及び第4章「新単価及び変更単価の設定」の手続に基づき施工したものについては、変更契約を締結しなくても出来形部分について部分払を行うことができる。この場合において、各単価項目の出来形数量が既契約の数量を超える単価項目があっても部分払を行うことができるが、出来高総額が請負代金額を越える支払をしてはならない。

## 6 材料等の取扱

材料等の取扱については、次のとおり規定されている。

〔工事請負契約書 第37条第1項〕

乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工事中〇回を越えることができない。

〔参考 工事請負契約書第37条第2項〕

乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

## 7 工場製作の取扱

鋼構造物の工場製作においては、次のとおり出来高確認する方法が考えられる。

- ・ 予め甲乙協議により、複数の完了確認が容易な各製作段階における出来高換算率を設定しておき、これに基づき出来高に計上する。
- ・ 部分払間隔があく場合は、仮組立完了または工場製作完了段階において、出来高を計上する。

鋼構造物の工場製作には長時間を要するが、従来は仮組立完了まで出来高計上しないこととしており、製作途中段階での部分払を行わなかった。

これについて、請負者の請求に応じ上記のとおり実施することとすれば、甲乙双方の出来高算定作業を効率的に実施することができると考えられる。併せて、これに係る既済部分検査については、机上で各部材が特定できる写真により必要な確認を行うよう工夫することが望まれる。

〔参考：本四 鋼構造物製作工事における出来形及び残工事量の取扱いについて（改訂）〕

### (1) 出来形の確認方法

土木工事共通仕様書に規定された鋼構造物の製作を次の3段階に区分し、それぞれの進ちょく状況は既済部分検査として製作工場において確認し、出来形を検測できるものとする。

- 部材切断完了まで（部材切断検査） →材料支給の場合（20%）、材料自給の場合（40%）
- 部材組立完了まで（部材検査） →85～90%
- 仮組立完了まで（仮組立検査） →100%

### (2) 出来形の換算方法及び請負者への通知方法

3段階に分けて出来形を換算し検測する旨特記仕様書に明記するものとし、その換算係数については、契約後に甲乙協議して定めるものとする。

### (3) 部材切断検査及び部材検査の取扱い

- 部材切断完了とは、材料の矯正等を経て所定の寸法に切断された状態をいい、孔明あるいは加工等の直前の状態にあるものとする。
- 部材組立完了とは、部材切断作業以降の孔明、整孔、鍛冶、削成、組立、溶接の各工程を部材（メンバー）毎に完了したことをいい、個々の部材をまとめて大ブロックを仮組立する直前にある状態にあるものとする。
- 主桁、縦桁、横桁、アーチリブ等比較的部材の大きなものの確認は容易であるが、ガセット、ブラケット、対傾構、横構等部材が小さく、同種のものが多いものは確認が困難であるので、部材切断検査及び部材検査は確認が容易にできるものに限定して行うものとする。

## 8 マイルストーン方式

事前に甲乙協議により、工事目的物（工種・種別）毎に、複数の区切りの良い指標（マイルストーン）及びそれらに対応する出来高を設定しておき、指標達成を確認することにより出来高確認する方法（マイルストーン方式）の応用が考えられる。

例えば、コンクリート打設期間の長い橋脚において、フーチング、脚柱、受梁部等の完了をマイルストーンとし、各々に対応する出来高率を定めておき、部分払に際し、脚柱施工中であれば、フーチング完了に対応する出来高率を計上する。

これにより、出来高確認のための詳細な検測が不要となり、出来高確認の簡素化が図られる。

### ■参考（マイルストーン方式による出来高算定について）

#### ◆ 橋脚躯体工の出来高の計算例

種別	細別	規格	単位	単価	全 体		フーチング完了		脚柱完了	
					数量	金額	数量	金額	数量	金額
橋脚躯体工	基礎材	RC40	m <sup>2</sup>	1,100	90	99,000	90	99,000	90	99,000
	均しコンクリート	δ=18	m <sup>2</sup>	2,800	90	252,000	90	252,000	90	252,000
	コンクリート	δ=30	m <sup>3</sup>	13,600	300	4,080,000	0	0	200	2,720,000
		δ=24	m <sup>3</sup>	12,700	180	2,286,000	180	2,286,000	180	2,286,000
	鉄筋	D16～D25	t	101,000	50	5,050,000	15	1,515,000	30	3,030,000
		D29～D32	t	102,000	20	2,040,000	5	510,000	15	1,530,000
	型枠		m <sup>2</sup>	5,600	400	2,240,000	150	840,000	300	1,680,000
	支保		空m <sup>3</sup>	2,700	200	540,000	0	0	200	540,000
足場		掛m <sup>2</sup>	2,800	150	420,000	0	0	150	420,000	
計						17,007,000		5,502,000		12,557,000
全体に対する率								0.324		0.738

※ この場合、出来高算定の簡素化を念頭に、過払いとならないよう、出来高率をフーチング完了：30%、脚柱完了：70%、橋脚躯体完了：100%とするのが良い。

#### ◆ マイルストーン設定の手続き

- ・ 手続きの流れについては、別添図参照
- ・ 請負者がマイルストーン及び対応する出来高について、提案
- ・ 甲乙協議により、マイルストーン及び対応する出来高率を決定

#### ◆ マイルストーンの設定例

- 構造・施工上の区切りで確認が容易なもの：各区切りまで完了をマイルストーンに設定（例）

- ・ ブロックに分割して施工するもの（函渠、擁壁等）：各施工ブロック完了
- ・ 橋脚工：フーチング完了、脚柱○m完了、脚柱完了、受梁部完了
- ・ 橋梁上部工：径間架設完了
- ・ 舗装工：上層路盤まで完了、基層まで完了、等

- 上記以外のもの

- ・ 数量検測が容易なもの：検測単位で10刻み、100刻み等、切りの良い数量完了
- ・ 数量検測が容易でない、又は、できないもの：全体完了をマイルストーンに設定

#### ◆ マイルストーンに対応する出来高率の算定例

別表、算定一覧表のように、マイルストーン設定の対象範囲としては、上記例の橋脚躯体工のみとせず、杭基礎工、作業土工を含めることも考えられる。

なお、請負者から提案されるマイルストーンに対応する出来高率については、官積算に基づき過払いにならないことを確認し、請負者と調整を図る。

#### ◆ 工事変更への対応

工事変更については、「1 工事量、単価に変更が予定される場合」及び「現契約にない工種が発生した場合」に準拠する。

なお、簡素化を念頭に、過払いにならないことを確認の上、請負者の同意を得て、変更を最終変更まで保留することが考えられる。

【別 表】

マイルストーン方式による出来高算定一覧表（例）

工種・種別・細別	規 格	単 位	単 価	数 量	金 額	構 成 比	マイルストーン及び 対応する出来高率	第 1 回部分払			第 2 回部分払			……	
								実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高	実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高		
															……
															……
															……
															……
計															……

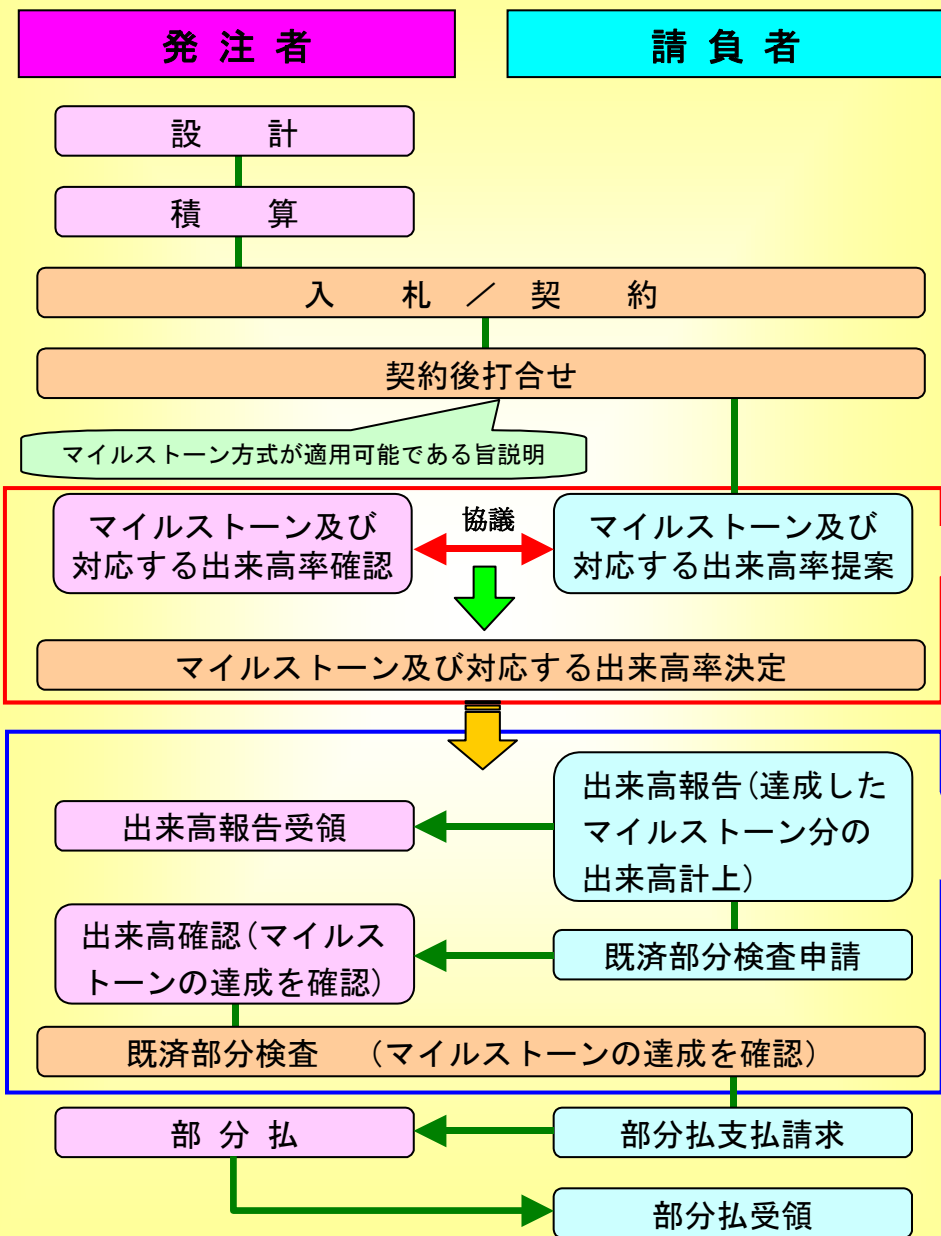
（記入例）

工種・種別・細別	規 格	単 位	単 価	数 量	金 額	構 成 比	マイルストーン及び 対応する出来高率	第 1 回部分払			第 2 回部分払			
								実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高	実 施 状 況	出 来 高 算 定	構 成 比 に 応 じ た 出 来 高	
作業土工	り	m <sup>3</sup>	1,000	130	130,000	0.88	作業完了後、出来高 100%	完	0	0	完了	100	0.88	
	し	m <sup>3</sup>	1,200	50	60,000									
既製杭工	鋼管杭	φ 0.8、 12m	本	720,000	6	4,320,000	20.08	作業完了後、出来高 100%	完了	100	20.08	完了	100	20.08
橋脚 躯体工			式	1	17,007,000	79.04	構造物の区切りの良いと ころで出来高率を設定 ① ーッ 完了後、 出来高 30% ②脚柱完了後、 出来高 70% ③橋脚完了後、 出来高 100%	ーッ クま で完 了	30	23.712	脚柱 まで 完了	70	55.328	
計					21,517,000	100				43.792			76.288	

- 注1) 上表は、請負者が作成し、単価 及び金額 以外を記入し、提出。 し、各部分払 は、当 提出時には作成しない。  
 2) 提出された上表中、マイルストーン及び対応する出来高率を甲乙間で協議。協議後、請負者は協議結果に応じ記載を 正し、協議書に添付して甲乙が保管。  
 3) 請負者は、部分払のための既済部分検査申請 に、上表に、対応する部分払 を追加・記入し、提出。  
 4) 単価 及び金額 は、発注者が照査・確認のため 用。

# マイルストーン方式

## 手続きの流れ



官積算に基づき出来高率確認


マイルストーン及び出来高算定一覧表提出

わかりました。フーチング完了で30%、脚柱完了で70%の計上を認めます。

この橋脚は施工に長時間かかるので、フーチング完了の時点で30%、脚柱完了の時点で70%の部分払をお願いします。

**協議**

「発注者」

「請負者」

100%

70%

30%

確かに、フーチングを完了していますね。橋脚については、出来高30%を認めます。

フーチングを完了したので、確認をお願いします。

**検査**

現場写真等による机上検査

出来高確認はマイルストーン達成を確認

出来高計算不要

## ■ 参考

- 参-1 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて  
昭和44年 3月31日 建設省 地厚発第31号の2
- 参-2 工事の代価の中間前金及び既済部分払等の手続の簡素化・速化の  
について  
平成10年 11月27日 建設省 厚発第47号  
建設省技調発第227号  
建設省 監発第84号
- 参-3 北 地方整備局 検査の手 ぎ  
(1) 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて  
昭和44年 3月31日 建設省 地厚第31号の2  
(2) 設計変更に伴う契約変更の取扱いについての 用について  
昭和61年 4月15日 建北 第6号
- 参-4 中国地方整備局 平成13年度試行工事に用実施要領  
平成13年 7月11日
- 参-5 日本道路 団 土木工事及び 管理要領  
平成 9年 4月
- 参-6 同 土木工事 通 様書  
平成13年 4月
- 参-7 本 四国連絡橋 団 土木工事 通 様書  
平成13年 4月
- 参-8 同 土木工事における工事変更等取扱要領  
平成 7年 4月



国地契第44号  
国官技第190号  
平成19年10月22日

各地方整備局総務部長  
企画部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

### 施工プロセスを通じた検査の試行について

昨今、極端な低価格による入札が急増しており、工事の品質低下が懸念されているところである。

こうした状況を踏まえ、工事の品質確保への取組強化を図るため、今般、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）において、従来の完成時点や中間時点だけでなく、施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、これを検査に反映させる「施工プロセスを通じた検査」を試行することとしたので、下記のとおり実施されたい。

### 記

#### 第1 目的

施工プロセスを通じた検査は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、その結果を検査に反映させることによって、検査の充実を図り、地方整備局が発注する工事における品質確保の取組を強化することを目的とする。

#### 第2 試行対象工事

施工プロセスを通じた検査は、1件につき予定価格が3億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事及びプレストレスト・コンクリート工事のうち、次に掲げる工事において試行する。

- ① 低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約するすべての工事
- ② ①のほか、地方整備局長が必要と認める工事

### 第3 施工プロセスを通じた検査

施工プロセスを通じた検査においては、第5に定めるところにより検査の補助業務として行う施工プロセス確認業務、その結果を参酌して第6に定めるところにより行う既済部分検査及び完成検査並びに「地方整備局工事技術検査要領について」（平成18年3月31日付け国官技第282号）の別添「地方整備局工事技術検査要領」による技術検査を行う。

### 第4 検査を実施する者

1. 検査職員は、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」（昭和42年3月30日付け建設省厚第21号）第15条の規定により任命されるものであるが、同条第2項の検査適任者を検査職員に任命する場合にあっては、当該工事に係る事務を所掌する事務所の工事品質管理官等を充てるものとする。  
ただし、検査の実施に特に専門的な知識又は技能を必要とする工事については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の8の規定に基づき、国の職員以外の者に委託して検査を行わせることとして差し支えない。
2. 前項ただし書の規定により国の職員以外の者に検査を委託する場合を除き、技術検査と併せて行う既済部分検査及び完成検査については総括検査職員（他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員をいう。）が、既済部分検査（技術検査と併せて行う場合を除く。）については主任検査職員（当該他の検査職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。
3. 第5に規定する施工プロセス確認業務は、原則として、当該業務を発注する地方整備局長等（地方整備局長及び当該工事に係る事務を所掌する事務所長をいう。第5第1項において同じ。）が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事に配置することができる者に委託して行わせるものとする。また、施工プロセス確認業務を委託した場合も、検査の結果には検査職員が責任を負うものであることから、当該工事の検査職員が当該委託業務の調査職員を兼任し、又は当該工事の検査職員と当該業務の調査職員との連絡体制を確保するなど、当該工事の検査職員から受託者を通じて現場で施工プロセス確認業務に従事する者に対し適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。  
ただし、当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長等を任命して施工プロセス確認業務を行わせることとしても差し支えない。この場合にあっても、当該工事の検査職員から事務所の係長等に対して適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。

## 第5 施工プロセス確認業務の実施

1. 第4第3項の規定により施工プロセス確認業務を受託した者は、地方整備局長等が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事の現場に配置するものとし、当該技術者又は第4第3項ただし書の規定により任命された係長等（以下「品質検査員」という。）は、検査職員を補助して、別に定めるところにより、工事実施状況、出来形及び品質について日々の確認を行うものとする。  
なお、施工プロセス確認業務は、検査職員が行う検査を補助する業務であることから、品質検査員に監督業務及び監督職員を補助する業務を行わせるはならない。
2. 品質検査員は、当該工事に係る設計図書への適合状況を含む工事実施状況等について行った日々の確認の状況を別に定めるところによりチェックシートに取りまとめ、一定期間ごとに主任検査職員に報告するものとする。
3. 品質検査員は、設計図書と相違する施工状況等を確認したときは、前項の規定にかかわらず、速やかに主任検査職員に報告するものとする。
4. 主任検査職員は、前2項の報告を受けたときは、第4第3項の規定により構築された連絡体制に従い、品質検査員が日々行う工事実施状況、出来形及び品質の確認について必要な指示を行うものとする。

## 第6 検査の実施

1. 検査職員は、第5第2項の規定により品質検査員が日々の確認の状況をとりまとめたチェックリスト及び第5第3項の規定により品質検査員が行った報告を踏まえて検査を行うものとする。
2. 「既済部分検査技術基準について」（平成18年4月3日付け国官技第1－3号）別紙「既済部分検査技術基準」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と設計図書との対比を行わなくても、品質検査員がとりまとめたチェックリストの記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととして差し支えない。

## 第7 出来高部分払方式の実施

1. 試行対象工事に係る請負代金の支払については、「出来高部分払方式の実施について」（平成18年4月3日付け国地契第1－2号、国官技第1－2号）の別添「出来高部分払方式実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施する出来高部分払方式によるものとする。ただし、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊「工事請負契約書」第34条の前払金の支払については、実施要領5に定める前払金の範囲及び支払方法を標準とする方式によるものとする。

2. 試行対象工事については、受注者の求めに応じ、工期を通じて2箇月に1回程度の既済部分検査を行うことを基本とし、部分払請求の上限回数は、前項の規定にかかわらず、1会計年度に6回とする。この場合において、実施要領4. 2). ②及び③中「工期/90(端数切捨てとする。)」とあるのは「工期/60(端数切捨てとする。)」と、③中「4になる場合」とあるのは「6になる場合」と読み替えるものとする。

## 第8 その他

本通知に定めがない事項については、会計法令等によるほか、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」及び「地方整備局工事技術検査要領について」(平成18年3月31日付け国官技第282号)の別添「地方整備局工事技術検査要領」等によるものとする。

### 附則

- 1 この通知は、平成19年11月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 施工プロセス確認業務については、別に定めるまでの間、第2及び第4第3項の規定にかかわらず、1件につき予定価格が3億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事及びプレストレスト・コンクリート工事のうち、地方整備局長が必要と認める工事を対象に、当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長等に行わせることとし、当該工事の検査職員から当該事務所の係長等に対して適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。この場合における第5第1項及び第4項の規定の適用については、第5第1項中「第4第3項の規定により施工プロセス確認業務を受託した者は、地方整備局長等が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事の現場に配置するものとし、当該技術者又は第4第3項ただし書の規定により任命された係長等」とあるのは「附則第2項の係長等」と、第5第4項中「第4第3項の規定により構築された連絡体制」とあるのは「附則第2項の規定により構築された連絡体制」とする。

建設省会発第 6 4 1 号  
平成 1 0 年 1 1 月 2 7 日

各地方建設局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長 } あて

建設大臣官房長

### 建設省直轄工事における前金払等の円滑化について

最近の経済動向をみると、我が国経済はなお極めて厳しい状況にある。このような情勢にかんがみ、景気の回復をより確実なものとするため、公共事業の施行促進を図ることが必要である。

このような観点から、建設省直轄事業実施の効果がなお一層的確に波及するよう、下記事項に留意の上、工事に係る支払いの円滑化に努めることとされたい。

#### 記

#### 1 国庫債務負担行為に基づく契約における前金払の取扱いについて

国庫債務負担行為に基づき 2 年度以上にわたる契約を締結した場合における予算決算及び会計令臨時特例第 2 条第 4 号〔現行第 3 号〕の規定による前払保証を条件とする工事の代価の前払金に係る取扱いについては、「国庫債務負担行為に基づく契約における前金払等の取扱いについて（昭和 3 6 年 7 月 1 日付け建設省会発第 1 9 9 号建設大臣官房長通達）」により通知したところであるが、平成 1 0 年度限りの臨時特例的な措置として、平成 1 0 年 1 2 月以降に契約を締結する場合についても、同通達記 1（1）ただし書きに定めるところによることができるものとする

#### 2 中間前金払及び既済部分払の活用について

中間前金払及び既済部分払に係る制度の積極的活用が図られるよう、その認定及び検査手続の簡素化・迅速化を図ること

平成10年11月27日  
建設省厚発第47号  
建設省技調発第227号  
建設省営監発第84号

各地方建設局総務部長殿  
企画部長殿  
営繕部長殿

大臣官房地方厚生課長

大臣官房技術調査室長

大臣官房官庁営繕部監督課長

## 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の 手続の簡素化・迅速化の促進について

標記について、下記の事項に留意し、事業執行の促進を図られたい。

### 記

#### 1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

- (1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱いについて」(昭和47年7月25日建設省会発第634号)における認定資料としては、工事請負契約書に基づく履行報告書をもって足りることとする。
- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、当該認定に係り請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項

に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、現下の景気対策の必要を考慮し、その一層の迅速化に努めること。

## 2．既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片づけ等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、ネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- (7) 前4項の簡素化措置の適用を請負者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこと。

## 3．関係者への周知

本通知の内容については、既に発注している工事の請負会社等に、別紙の通知文案を参考として適切に周知されたい。

各位

地方建設局( 事務所)

## 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の 手続の簡素化の促進について

標記について、当局(事務所)では、以下の運用を行うこととしたので、参考まで通知する。

### 記

#### 1. 中間前金払に係る認定の簡素化等

- (1) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前金払に係る認定の条件として、工期の2分の1を経過し、かつおおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行なわれ、その進捗が金額面でも2分の1(国庫債務負担行為にあつては、年割額の2分の1)以上であることを確認しているところであるが、ここで進捗が金額面でも2分の1以上であることを認定するために必要な資料としては、工事請負契約書第11条及び土木工事共通仕様書第1編第1節30条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

注) 本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

- (2) 土木工事共通仕様書第1編第1節17条に基づく設計図書の変更指示書により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるようにする。

注1) 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、請負者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので契約書の変更に係る協議等にあたり留意されたい。また、出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとなるので留意されたい。

$$(\text{出来高}) = \frac{B + C}{A}$$

A : 中間前払金の支払請求時点における請負契約額

B : 中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

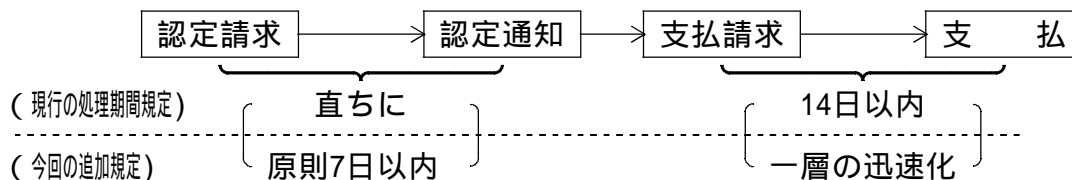
C : 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分(共通仕様書1-1-17項に基づく変更指示文書発出済のものに限る)

注2) 履行報告書において契約済部分の出来高(上式のB/A項にあたる数値)のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が50%に満たないが、上式による出来高((B+C)/A)であれば50%以上となる場合は、上式による出来高を適切に付記し、発注者が確認できるようにされたい。

- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、当該認定に係り請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことを定めているところであるが、現下の景気対策の必要を考慮し、その一層の迅速化に努めることとする。

注1) 発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

注2) 中間前払金に係る認定の請求から支払までの時間に係る比較図を下に示す。



## 2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片づけ等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、ネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

a) 完成写真提出遅延の容認

既済部分検査においては、完成写真部分の提出は、検査の当日ではなく、後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。

b) コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

(6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。

(7) 前4項の簡素化措置の適用を請負者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこととする。

注) 以上の(1)～(7)の各項は、発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

## 「建設省直轄工事における前金払い等の円滑化について」に係る通達の発出について

建設省では、本日、国債工事の前金払いの取扱い、中間前金払いに係る認定の簡素化・迅速化及び既済部分検査等の簡素化についての通達を各地方建設局あてに発出し、建設省直轄工事においてその徹底を図ることとしましたので、お知らせします。

### 通達の背景及び趣旨

建設省では、建設工事に必要な資材の調達等に対する資金需要に適切に対応するため、これまで、前金払い(請負代金の4割まで)、中間前金払い(工事の進捗に応じて認定を行い、更に請負代金の2割まで)の制度を設けるとともに、工事完成の代価としての部分払い(出来高の9割まで)も利用できるようなしてきたところである。

しかしながら、中間前金払い、既済部分払いにおいては、事務手続きが煩雑である、あるいは準備に時間と労力がかかるといった事情もあり、請負業者から十分に利用されているとは言い難い状況にある。

また、現下の経済情勢に鑑みると、請負業者の年末から年度末にかけての資金需要に対し、金融機関等からの資金供給の見通しが非常に厳しくなることが想定される。

建設省はかかる事態に鑑み、今般、国債工事の前金払いの取扱い、中間前金払いに係る認定の簡素化・迅速化及び既済部分検査等の簡素化についての通達を発し、その徹底を図ることとしたところである。これにより、請負業者による制度の利用が促され、建設省直轄事業の一層の円滑かつ的確な執行に資することを期待するものである。

### 通達の概要

国債工事における前金払いの取扱い(官房長通達)

1月以降の契約の場合にのみ対応してきた年度末特例(次年度の出来高予定額に相当する前払金も合わせて契約年度において支払うことができる特例)を12月契約分についても、今年度に限り、扱えることとする。

## 中間前金払いに係る認定の簡素化・迅速化

(地方厚生課長・技術調査室長・官庁営繕部監督課長通達)

認定資料の簡素化を図ることにより資料作成負担の軽減を図る。また、出来高に含めることのできる対象工事の範囲を明確化し、申請時期の早期化を図る。さらに、中間前払金に係る認定事務の処理期間の上限を定める等により確実に迅速な事務処理を図る。

## 既済部分検査等の簡素化

(地方厚生課長・技術調査室長・官庁営繕部監督課長通達)

中間技術検査結果の既済部分検査への活用及び既済部分検査実施箇所における完成検査を原則的に省略するなど検査の簡素化を図ることとした。

また、既済部分検査の実施にあたって、現場の清掃及び片づけ並びに提出写真以外の整理等の作業を求めないことや、検査日までに用意することが困難な資料に係る代替措置の適用を定める等の措置により、検査準備作業の負担の軽減を図ることとした。

### 問い合わせ先

建設大臣官房会計課	建設専門官	加藤 秀生 (内線 2236)
地方厚生課	課長補佐	吉村 博 (内線 2367)
技術調査室	技術審議官付補佐	有田 幸司 (内線 2399)
	技術審議官付補佐	安田 吾郎 (内線 2393)
官庁営繕部監督課	課長補佐	磯部 正 (内線 2563)

## 国債工事における前金払いの取扱い

### 現 行

建設省直轄工事では、工事の債務負担契約を年度末（現在の運用は第4四半期）に行う場合、当該年度の債務負担行為の年割額の範囲内で、当該年度のみならず翌年度の出来高予定額についても前払金を支払うことができることとしている。（「国庫債務負担行為に基づく契約における前金払等の取扱いについて」（昭和36年7月1日付け建設省発会第199号））

#### 12月契約分の扱い

対象(契約年度工事)

次年度工事

--	--	--

前払金

#### 年度末(1月以降)契約分の扱い

対象(契約年度工事 + 次年度工事)

--	--

前 払 金

### 今回の扱い

契約が12月の場合でも、翌年度の予定出来高についても前払金を支払うことができるよう扱うこととする。

12月契約分も年度末(1月以降)契約分と同様の扱いとする。

対象(契約年度工事 + 次年度工事)

--	--

前 払 金



## 既済部分払に係る検査認定の簡素化等について

### 1. 検査結果の相互活用の促進

中間技術検査結果の既済部分検査への活用や、既済部分検査等実施箇所における完成検査を原則的に省略するなど検査の簡素化を図ることとした。

現 状	検査結果の相互活用を認める規定が無く、同じ箇所について複数回検査を行うことも多い。
--------	---

効 果	検査が二重となるリスクが無くなることから、既済部分検査の実施を請求する請負者が増加することが期待される
--------	---

### 2. 検査準備作業負担の軽減

a) 既済部分検査等の実施にあたり、現場の清掃及び片づけ並びに提出写真以外の写真資料の整理等の作業を求めないこととした。

現 状	検査にあたっての評価対象となることから、発注者が求めるか否かを問わず、請負者側で十分な準備を行う場合が多い
--------	---

効 果	作業の実施を求めないことを明確にしたことから、確実に検査準備作業の負担軽減となる効果がある
--------	---

b) 検査日までに用意することが困難な資料に係る代替措置の適用を定めた。具体的には、完成写真部分の提出を、検査当日に行わなくてもよいとしたこと、コンクリートの4週強度試験結果が揃わなくとも、1週強度試験結果からの推定をもって検査に対応できるものとした。

現 状	例えば、コンクリート強度試験は打設後4週間に強度測定値を使うことが一般であるため、試験結果が揃わないことが既済部分検査の申請を妨げる要因となる場合があった
--------	---

効 果	検査の申請を早期に行うことを可能とし、また検査の実施を待つために施工を一時停止するといった対応を不要とする効果がある
--------	--

c) 契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないことを明確化した。

効 果	万全な対応を求めて、過剰な資料の準備を求める事態を防ぐ効果がある
--------	----------------------------------

d) 以上の簡素化措置の適用を請負者が求めた場合等に、それを工事成績に係るマイナス要因として評価しないこととした。

効 果	工事成績の評価の向上を目的とした請負者側の対応により、負担簡素化措置の実効性が上がらない事態を防ぐ効果がある
--------	--